

グローバル投資強化ファシリティ（グローバルバリューチェーン強靱化ウインドウ）

実施要領骨子

1. 対象案件（一般業務勘定）（※1）：

日本企業のグローバルバリューチェーン強靱化に資する以下の案件

(1) 日本企業が出資等により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うもののために必要な資金の貸付けを行う案件

① 社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人

② 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人

③ 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人

(2) 資源金融（投資金融、輸入金融）の対象案件

(3) (1) 及び (2) に該当するものを除き、日本企業のサプライチェーン強靱化等に資する、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上のために行う投資金融・事業開発等金融の案件（事業開発等金融の案件については日本企業のサプライチェーンを構成する調達先や販売網等の海外事業者を支援する案件に限る。）（※2）

(4) (1)、(2) 及び (3) に該当するものを除き、日本企業による技術やビジネスモデルの新規展開等を通じて、展開地域における新たな市場創出に資する案件

(※1) グローバル投資強化ファシリティのサステナビリティ推進ウインドウに該当する案件を除く。

(※2) 主に製造業（食料を含む。）、インフラ（医療、建設業を含む。）、資源のセクターを対象とし、当該セクターにおけるサプライチェーンに属する部品・原材料の製造等、完成品の製造・輸送等及び完成品の販売・販売金融・リース等の案件

2. 通貨：米ドル・ユーロ・円・その他通貨（個別に決定。）

3. 融資割合：

(1) 上記 1. (1)、(3) 及び (4) の案件は、協調融資総額の 6 割以下（但し、借入人が中堅企業・中小企業者（株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの。以下同様）又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等の場合は融資総額全体の 7 割以下）

(2) 上記 1. (2) の案件は、協調融資総額の 7 割以下（但し、国内貸については 6 割以下）

4. 融資保証契約調印期限：2025 年 6 月末日

5. その他条件：個別に決定。